

○横手市除雪活動費補助金交付要綱

平成23年4月1日告示第69号

改正 平成25年4月1日告示第100号

平成26年7月23日告示第134号

平成27年8月1日告示第161号

令和5年3月27日告示第60号

横手市町内会等除雪活動費補助金交付要綱（平成17年横手市告示第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、市民との協働による防雪都市づくりの推進を図るため、除雪活動団体の除雪活動費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、横手市補助金等の適正化に関する規則（平成17年横手市規則第57号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 除雪活動団体 次のいずれかに該当し、かつ、第5条第1項の規定による届出を行った団体

ア 町内会、集落その他これに準ずる団体のうち、自らが事業主体となって市道、公衆用道路等の除排雪を行うことを目的として組織されたもの

イ 流雪溝施設の利用のために組織された団体（以下「流雪溝利用組合」という。）

ウ 流雪溝利用組合間の連絡調整を図るために地域局ごとに組織された団体（以下「流雪溝利用組合連絡協議会」という。）

（2） 地域局 横手市地域局設置条例（平成22年横手市条例第1号）第2条の地域局

（3） 除雪活動費 消雪パイプ施設、融雪溝施設、除雪機械及び融雪機器の設置及び管理運営に要する経費並びに流雪溝の管理運営に要する経費

（4） 消雪パイプ施設 地下水を利用し消雪パイプにより消雪する施設

（5） 融雪溝施設 側溝に地下水等を流入して融雪又は河川等へ排雪する施設

（6） 除雪機械 除排雪作業にのみ使用する除雪機又は農用トラクター等に除雪機械器具を装着して使用する機械器具

（7） 融雪機器 地下埋設型でボイラー等の熱源を持ち、投雪口に落下防止等の安全設備があり、融雪水を側溝等に排水する構造の融雪機又は融雪槽

（8） 公衆用道路 不特定多数が常時利用している道路

（対象者）

第3条 補助金の対象者は、流雪溝が整備されていない地区にあっては次の各号のいずれかに該

当する除雪活動団体と、流雪溝が整備されている地区にあっては流雪溝の管理運営をしている除雪活動団体とする。

- (1) 消雪パイプ施設（市道又は公衆用道路（原則として早朝除雪路線地域外のものとする。）を消融雪するための消雪パイプ施設であって、消融雪する当該市道又は公衆用道路の延長がおおむね30メートル以上であるものに限る。）を設置し、又は管理運営していること。
- (2) 融雪溝施設（市道又は公衆用道路を消融雪するための融雪溝施設であって、消融雪する当該市道又は公衆用道路の延長がおおむね30メートル以上あるものに限る。）を設置し、又は管理運営していること。
- (3) 除雪機械（市道又は公衆用道路（原則として早朝除雪路線地域外のものとする。）の除排雪を行うための除雪機械であって、除排雪する当該市道又は公衆用道路の延長がおおむね50メートル以上であるものに限る。）を設置し、又は管理運営していること。
- (4) 原則として住居を別にする6世帯以上から構成される除雪活動団体であって、生活用道路の除排雪その他地域の雪処理における課題に取り組むための除雪機械を取得し、又は管理運営していること。
- (5) 融雪機器（市道又は公衆用道路の除排雪を行うための融雪機器であって、除排雪する当該市道又は公衆用道路の延長がおおむね20メートル以上であるものに限る。）を設置し、又は管理運営していること。

（対象経費、補助率及び上限額）

第4条 補助金の交付対象となる除雪活動費の経費、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、電気料金及び燃料費に係る補助金の額の算定にあっては、前項中「1,000円未満」とあるのは「1円未満」と読み替えるものとする。

（除雪活動団体の届出）

第5条 補助金の交付を受けようとする除雪活動団体の代表者（以下「申請者」という。）は、毎年10月末日までに除雪活動団体届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 申請者は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに除雪活動団体活動変更届出書により市長に届け出なければならない。

（交付申請）

第6条 申請者は、除雪活動費補助金交付申請書及び事業計画書に必要書類を添えて、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに市長に申請するものとする。

- (1) 消雪パイプ施設、融雪溝施設、除雪機械及び融雪機器の電気料金、燃料費並びに修理工費 3月末日
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 10月末日
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、電気料金のうち3月末日までに確定しないものについては、

翌年度に申請できるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、及び交付の可否を決定し、除雪活動費補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 主管課長等は、前条第1項第2号の経費に係る申請について審査を行うときは、補助金交付申請に対する調書及び必要な資料を作成するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、第6条第1項の申請書の内容に変更が生じたときは、除雪活動費補助金変更交付申請書により速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、除雪活動費補助金変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象事業が完了したときは、速やかに除雪活動費補助金に係る事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の横手市町内会等除雪活動費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年4月1日告示第100号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月23日告示第134号）

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日告示第161号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第60号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	対象経費	補助率	上限額
消雪パイプ 施設	新設又は既存施設の全面的な更新（水源、揚水機及び消雪パイプの全部改修）に係る経費	対象経費の10 0分の50以内	1,300,000 0円
	電気料金		なし
	修理費		1,000,000 0円
融雪溝施設	新設又は既存施設の全面的な更新（水源及び揚水機の全部改修）に係る経費		1,300,000 0円
	電気料金		なし
	修理費		750,000円
除雪機械	取得に係る経費		1,000,000 0円
	燃料費		30,000円
	修理費		100,000円
融雪機器	設置に係る経費		300,000円
	燃料費		30,000円
	修理費		100,000円
流雪溝の管 理運営	流雪溝利用組合が利用する放送施設の設置に係る経費		250,000円
	流雪溝利用組合が利用する放送施設の修理費		100,000円
	横手市流雪溝利用組合連絡協議会の運営費		対象経費の10 0分の100

備考

- 1 修理費は、1件につき20,000円以上の修理を対象とする。
- 2 電気料金及び燃料費は、11月1日から翌年の3月31日までの間に使用した分を対象とする。